

教職員意識調査（エンゲージメントサーベイ）・分析等業務 実施要領
（公募型プロポーザル）

1 案件名称

教職員意識調査（エンゲージメントサーベイ）・分析等業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的・概要

教職員が職務や組織に対してどの程度、信頼や愛着、誇りを持ち、主体的に貢献しようとする心理状態にあるかを客観的かつ定量的に把握する調査を実施し、その結果を基に組織としての課題を分析し、状況に応じた改善策を講じることで、学校現場の働きがいの向上および職場環境の改善につなげる。

(2) 業務内容

教職員意識調査（エンゲージメントサーベイ）・分析等業務
（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額）

40,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）（各年度の支出上限額：10,000 千円）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 12 年 3 月 31 日

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、神戸市教育委員会（以下、「本市」という。）と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度における業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、本市が当該契約の目的を達成することができないと認めるときは、契約期間の途中であっても契約を解除することがある。

また、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中若しくは更生手続中である者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中若しくは再生手続中である者でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当しないこと。
- (6) 代表者及び役員に、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法における禁錮以上の刑を含む。）に処せられている者がいないこと。
- (7) 以下、ア・イのいずれかを満たしていること。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度認定を受けている者、又は、「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」等の認証を有している者。
 - イ ア以外の事業者にあつては、個人情報保護に関する規程を定め、かつ個人情報保護に関する教育・研修を実施（実施計画、実施内容等を示すことができること）している者。
- (8) 事故対応マニュアル又はこれに準ずる規程を整備し、遵守していること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記（1）～（9）に掲げる要件を全て満たしていること。

※共同企業体での応募の場合は、以下の内容を遵守すること。

- ① 共同企業体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。
- ② 代表者は、「参加申込書兼質問書（様式1）」に基づく業務の総括、代表者以外の構成員間の調整及び本市との調整の窓口を担い、構成員は役割分担をすること。
- ③ 共同企業体の代表者及び構成員は、他の共同企業体の代表者及び構成員になることができない。
- ④ 企画提案書については代表者のみ提出することとし、「共同企業体結成届出書（様式5）」の提出もすること。「誓約書（様式2）」「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3）」については、代表者及び構成員のすべてが各社押印の上、提出すること。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年3月24日 |
| (2) 参加申込書兼質問書の提出期限 | 令和8年4月15日17時30分まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年4月22日（予定） |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和8年4月30日17時30分まで |
| (5) 選定委員会（プレゼンテーション審査）の開催 | 令和8年5月中旬（予定） |
| (6) 選定結果の通知 | 令和8年5月中旬（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和8年5月下旬（予定） |
| (8) 事業完了 | 令和12年3月31日 |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募手続き

- ① 受付期間 令和8年4月15日17時30分まで
- ② 提出書類
 - ・参加申込書兼質問書（様式1）
 - ・会社概要・団体概要（任意様式）
 - ・誓約書（様式2）
 - ・神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3）
 - ・学校園外部サービス要件適用状況報告書（様式4）
 - ・事業経歴書（任意様式）
 - ・本業務の類似業務を受託又は自ら実施した実績を示す資料（実績がある場合のみ）
 - ・共同企業体結成届出書（共同企業体で提案する場合のみ）（様式5）
 - ・委託業務推進体制図（共同企業体で提案する場合のみ）（様式6）

- ③ 提出方法 上記②のデータを以下のメールアドレス宛に提出。
 [公募開始～令和8年3月31日] sch-hatarakikata@city.kobe.lg.jp
 [令和8年4月1日以降] edujinji-syomu@city.kobe.lg.jp
- ④ 質問に対する回答 令和8年4月22日頃に参加申込書兼質問書に記載のメールアドレス宛に送付する。回答内容は本要領及び仕様書を補足する効力を持つものとする。ただし参加申請者の技術提案内容に関わる事項等については、質疑を行った者にのみ回答を行う場合がある。

(2) 企画提案書の提出

- ① 受付期間 令和8年4月30日17時30分(必着)
- ② 提出書類
 ・企画提案書(A4版・任意様式)
 ・見積書(任意様式、総額及び内訳を記載)
 ※企画提案書に記載する提案金額と見積書の金額は一致させること
- ③ 提出方法 上記②のデータを以下のメールアドレス宛に提出。
 [公募開始～令和8年3月31日] sch-hatarakikata@city.kobe.lg.jp
 [令和8年4月1日以降] edujinji-syomu@city.kobe.lg.jp
 また、別途8部印刷のうえ、紙で提出。
 ※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ④ 必須記載項目
 (ア)業務の目的理解と提案方針
 (イ)調査設計と実施方法の提案
 (ウ)分析方法と改善策の提案
 (エ)実施体制と類似業務の実績
 (オ)業務スケジュール
 (カ)提案金額と積算根拠
 (キ)地元/準地元企業の該当状況
- ⑤ その他 提出後、提案内容について本市から問い合わせることがある。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、別紙1「評価基準」に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、教職員意識調査(エンゲージメントサーベイ)・分析等業務選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「調査分析に基づく改善策の提案」の得点が高い方とする。それでもなお同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 留意事項、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

[公募開始～令和 8 年 3 月 31 日]

神戸市教育委員会事務局 教職員給与課

所在地：神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号 ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター 4 階

電話番号：078-984-0620 メールアドレス：sch-hatarakikata@city.kobe.lg.jp

[令和 8 年 4 月 1 日以降]

神戸市教育委員会事務局 教職員人事課

所在地：神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号 ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター 4 階

電話番号：078-984-0630 メールアドレス：edujinji-syomu@city.kobe.lg.jp

評価基準

No.	評価項目		評価の視点	配点
1	業務遂行能力	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務類似業務の実績があり、確実に実施できると見込まれる事業者であるか。 ・十分な専門知識やノウハウを有しているか。 	10
2		業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を適切に実施できる体制が確保されているか。 	5
3	提案内容	業務理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の課題を適切に理解し、本市が目指す組織状態の実現が期待できる提案となっているか。 	10
4		実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・明確かつ業務を円滑に実施できるものとなっているか。 ・スケジュールを随時見直すなど柔軟に対応できるか。 	5
5		設問設計・調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査目的に合致した設問設計の方針となっているか。 ・実施前に、教職員に対して本業務の意義・重要性・内容等を説明し、十分理解を得ることができるか。 ・教職員が利用しやすいシステムとなっているか。 ・回答の精度や回答率向上の方策について、具体的な提案がなされているか。 	25
7		集計分析・改善策の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果は教職員が組織状態を把握し、組織課題を具体的に認識できる内容か。 ・組織課題の分析は、課題解決に向けた明確なアクションを提案できる内容か。 ・組織の改善に繋がる効果的な支援が期待できるか。 	25
9		地元企業に対する加点	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業（神戸市内に本社を有する）10点 ・準地元企業（本社が市内にないが、営業中の支店・営業所が市内にある）5点 	10
10	価格点		<p>10点×（提案価格のうち最低応募価格/自社の応募価格）</p> <p>※本計算式をもって算出した数値の小数点以下第1位を四捨五入した数値を得点とする</p>	10